

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

在コソボ大使館（兼館）を新設し、在レシフェ及び在ジュネーブの各総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

1. 背景

平成20年度に我が国がコソボと外交関係を開設することを受け、日本大使館を新設するとともに、外務省の組織の合理化努力の一環として、ブラジルのレシフェ及びスイスのジュネーブの各総領事館を廃止するために、所要の規定の整備を行う必要がある。また、在勤基本手当の基準額について、物価・為替の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2. 法律案のポイント

（1）在外公館の新設及び廃止

（イ）在コソボ日本国大使館を新設する（在オーストリア日本大使館の兼館（在オーストリア大使館が在コソボ大使館を兼任）となる予定）。

（ロ）在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館を廃止する。

（2）給与関係

） 各在勤地における最近の物価や為替相場の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。